

平成28年度 随意契約理由書

(単位:円)

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
広報紙編集業務	自 H28.4.1 ～ 至 H29.3.31	特定非営利活動法人めいわ	明和町大佐貫168	5,302,800	企画財政課
		随意契約時の選定理由			
		町との協働事業のため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
もったいない館分別収集立会 指導及びリサイクル啓発業務	自 H28.4.1 ～ 至 H29.3.31	特定非営利活動法人めいわ	明和町大佐貫168	2,777,720	住民環境課
		随意契約時の選定理由			
		町との協働事業のため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
健康管理システム導入業務委託	自 H28.5.1 ～ 至 H28.8.31	株式会社両毛システムズ	群馬県桐生市広沢町3丁目4025番地	1,674,000	健康づくり課
		随意契約時の選定理由			
		既に導入されているシステムを利用するため、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
介護保険料徴収に関する電 算処理業務	自 H28.4.1 ～ 至 H29.3.31	株式会社両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	2,480,976	介護福祉課
		随意契約時の選定理由			
		既に導入されているシステムを使用しており、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
平成28年度 単独公共 川俣駅自由通路 維持管理業務委託	自 H28.4.1 ～ 至 H29.3.31	東武ビルマネジメント(株)	東京都墨田区押上1-1-2	3,741,120	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		東武鉄道のグループ企業として、東武線沿線の建物管理実績が多数あり、川俣駅舎及び自由通路においても所有区分が東武鉄道と明和町になっていることから駅舎との一体管理による費用軽減が見込まれ、作業内容についても円滑な対応ができるため。 また、東武鉄道より認定証の交付を受けている企業であることから、架線での緊急時・障害発生時の対応が可能のため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
平成28年度 補助公共 集約都市形成支援事業 明和町立地適正化計画策定 業務委託	自 H28.4.27 ～ 至 H29.3.17	大日本コンサルタント(株)群馬営業所	前橋市表町2丁目2番6号	2,484,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		昨年度より、館林市及び邑楽町の立地適正化計画策定委託業務を受注し、今年度、館林市ほか四町広域立地適正化方針策定業務を受注する下記業者は、本町においても都市計画基礎調査業務、広域においても館林市ほか四町総合交通体系調査業務委託、都市計画マスタープラン策定業務委託など、過去にも十分な業務実績を有し、本町及び近隣の事情に精通しているため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
平成28年度 防災・安全社会 資本整備交付金事業 橋梁定期点検業務委託	自 H28.5.31 ～ 至 H29.3.15	公益財団法人群馬県建設技術センター	前橋市大渡町1-10-7	8,208,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		点検結果に基づいた次期点検計画や緊急補修計画など、予算案の作成に直結していく行政内部の資料作成が含まれており、より統一的な尺度での点検を要することから、様々な法令や制度改正の状況に精通した者に委託する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
平成28年度 単独公共 谷田川堤防等道路占用箇所 除草業務委託	自 H28.5.31 ～ 至 H28.11.30	(有)司建設	明和町中谷100	4,514,400	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務委託は、町管理部分を除いた大部分が、館林土木事務所によって発注されており、同区間を同時期に施工することとなる。別々の業者にて実施した場合、施工時期のずれや施工範囲の拡大が生じるおそれがある。そこで、人員機材等を統一し効率的な作業を行うことで無用な工期の遅延を避け、安全で円滑な施工を実施するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)			
平成28年度 単独公共 利根川堤防道路占用箇所 除草業務委託	自 H28.6.6 ～ 至 H28.11.30	大協建設(株)	栃木県足利市東砂原後町1054番地1	1,393,200	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務委託は、町管理部分を除いた大部分が、利根川上流河川事務所によって発注されており、同区間を同時期に施工することとなる。別々の業者にて実施した場合、施工時期のずれや施工範囲の拡大が生じるおそれがある。そこで、人員機材等を統一し効率的な作業を行うことで無用な工期の遅延を避け、安全で円滑な施工を実施するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
平成28年度明和町立小学校 外国語指導助手業務委託	自 H28.4.1 ～ 至 H29.3.31	(株)フレックス	太田市小舞木町302	7,440,000	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		教育に関わる業務委託であり、金額だけではなく業者からの企画提案の内容も重視する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
平成28年度明和町立中学校 外国語指導助手業務委託	自 H28.4.1 ～ 至 H29.3.31	(株)ボーダーリンク	さいたま市大宮区下町2-16-1	3,559,680	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		教育に関わる業務委託であり、金額だけではなく業者からの企画提案の内容も重視する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
平成28年度明和町立明和こ ども園英語保育支援助手業務 委託	自 H28.4.1 ～ 至 H29.3.31	(株)ボーダーリンク	さいたま市大宮区下町2-16-1	10,129,166	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		教育に関わる業務委託であり、金額だけではなく業者からの企画提案の内容も重視する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			